

民法

典型契約	要物	消費貸借(金の貸借)
		使用貸借
		寄託

債権者代位(裁判所許可不要)・・・債権者の個別の債権消滅時効
 詐害行為取消権(裁判所許可必要)・・・知ったときから2年

債務不履行責任	10年	過失	立証責任債務者(善意悪意関係なし)
不法行為	3年	過失	立証責任被害者 ← 瑕疵担保責任(無過失)
不当利得	10年	無過失	(債権者善意無過失) 1年

→要件: 損害発生して他人が利益得る必要あり。
 特徴: 悪意の受益者は全て元通り返却と損害賠償の可能性も。

物上保証は担保 → 口頭でOK
 物上代位: 代わりのモノで債務履行すること。
 譲渡担当: 抵当権の動産バージョン。
 (不動産)

相続

法定相続分

配偶者	$\frac{1}{2}$	直系尊属	$\frac{1}{2}$
配偶者	$\frac{2}{3}$	直系尊属	$\frac{1}{3}$
配偶者	$\frac{3}{4}$	兄弟姉妹	$\frac{1}{4}$

※配偶者がいなければこれら全部相続

遺産分割は積極財産のみ, 消極は相続分に応じて
 遺留分 配偶者・直系尊属の場合は財産全体の $\frac{1}{2}$
 直系尊属のみ場合は $\frac{1}{3}$

を法定相続分で分ける。

→ 減殺請求権・・・知ったときから1年

会社法
各種届出

設立届出書(開業届)	法人	2月	税務所	
	個人	1月		
社会保険届出	法人	5日	年金事務所	1人
	個人			5人
雇用保険	法人	10日	労働基準監督署 10-27	1人
	個人			

役員とは 取締役・監査役・会計参事

株主総会議事録 本店10年, 支店5年 ※取締役会本店10年のみ

取締役の利益相反取引 & 直接取引は無過失責任

取締役会3人以上, 監査役会3人以上で半数以上外部(過半数はいい)

会計監査人は公認会計士 or 監査法人, 会計参事は税理士もOK

譲渡制限会社は定款定めれば 役員任期10年まで伸長可, 株主にだけ報い
異なるても可

公開会社 = 取締役会マスト = 監査役マスト

譲渡制限会社において譲渡承認は普通決議(取締役会でもOK)
(2W以内)

取締役会の招集は1W前, 決議は過半の過半, 書面決議OK.

大会社 資本金5億 or 負債200億.

大会社は会計監査人マスト

ちなみに 監査役会を設置するのは
取締役会が必要。

↓ & 公開会社は取締役会と監査役会マスト

委員会設置会社 = 取締役会マスト = 監査役NG

・取締役任期1年(短縮可)・執行役・代表執行役マスト

監査等委員会は3人以上の取締役(過半数社外)これは過半

会計監査(小監査)は譲渡制限会社で 監査役会 設置以外の会社でOK
会計監査人

譲渡制限会社で「募集株式」は原則 特別決議
相統売却請求は特別決議
だが取締役、取締役会に委任
※たゞし結局特別決議必要

単株 1000株 or 総株数の $\frac{1}{200}$ までしか1単位と出来ない。

減資 [資本金から(特別決議) だが「欠損補てんば」 → 普通でOK (債権者保護は必要)
準備金から(普通決議) → (債権者保護不要)]
計算書類 取締役会設置は2W前 本店5年、支店3年

株主代表訴訟制度 60日以内に会社が動かなければ損害賠償もOK

多重代表訴訟制度 完全親会社の株主($\frac{1}{100}$)が 純資産 $\frac{1}{5}$ 以上の子会社
役員に損害賠償請求OK

組織再編 [全て、持主買取請求権あり]

事業譲渡 20年競争禁止(市町村隣接) ※30年延長可。
受けた会社は全部以外は総会不要

合併(唯一消滅会社登場) 債権者保護手続必要。

株式交換・移転(ホリタウ久) 債権者保護手続不要。

会社分割 債権者保護手続必要。

詐害的... 残存債権者は知ったときから2年
個別催告受けなかった債権者の保護 → 一定限度で債務履行請求可。

簡易組織再編 受会社 純資産 $\frac{1}{5}$ 以下なり総会不要
略式組織再編 $\frac{1}{10}$ 以上議決権の被支配会社の総会不要

中小企業等 協同組合は法人格

外国会社は事業譲渡以外の組織再編NG

上場審査	ジャスダック		
	マザーズ	グロース	スタンダード
純資産	0	正	2億
利益	0	0	1億
株主	200人		
事業継続年数	1年	0	

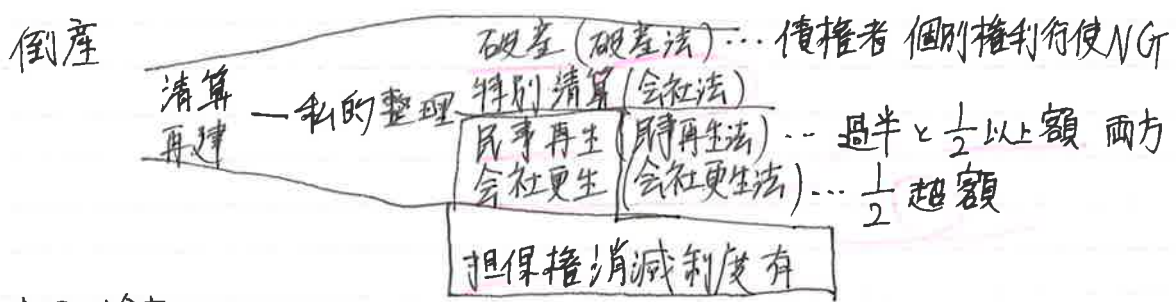
適時開示制度
 ↳ 株式発行, 減資, 組織再編, 災害損害 など

コーポレートガバナンスコード
 アリソンハルバースアプローチ
 (原則主義)
 &
 コンプライアードアスタイン
 実施するか説明するか

5基本 30原則 38補充
 (マザーズ
 ジャスダックは
 これだけOK)

本則市場は全部守る必要有

目論見書は投資者に直接交付



金融検査マニュアル

- ☺ 正常
- ☹ 要注意 (返済遅小)
- ☹ 破綻懸念 (計画おもしろくない)
- ☹ 実質破綻
- ☹ 破綻

『出願は基本過失責任だが、差止請求は無過失責任』

知的財産権

特許 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの。

願書
明細書
請求の範囲
要約書
※ 図面は任意

- 同日出願は協議 (不成立なり誰も受け付けない)
- 無効審判 いっでも利害関係人のみOK
- 異議申立て (6ヵ月以内) 誰でもOK (公報発行が)

公報発行

出願 → 方式審査 → 審査請求 → 実体審査 → 特許査定 → 認定登録

審査請求
誰でもOK
3年以内

登録要件
産業上利用可能
新規性
進歩性
先願

(3年分振り)
30日以内

出願から1年経つと
一時的に「出願公開」
(早めることも可能) (特許特許)
(商標)

著作権以外の全ての知財の移転は登録により発生 (通常実施権は不要)
* 商標では通常実施権登録必要

質権設定可能 (特許受領権利を質権に設定はX)

新規性喪失の例外 (特許・実用新案・意匠で有。当然だけ「商標」著作ではこの規定ない)
公表した(出した)日から6ヵ月以内に「出願」要約書と
↳ 意に反する場合は要約書と証拠も不要。 ↳ から30日以内に証拠提出必要。

実用新案 物品の形状・構造または組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もって産業の発達に寄与

願書
明細書
請求の範囲
要約書
図面(マスト)

- 同日出願 あたひ... 即誰も受け付けない
- 登録要件特許と同じ
- 無効審判 いっでも誰でもOK
- 出願から3年以内は特許に変更OK

公報発行

出願(3年分振り) → 方式審査 → 認定登録

意匠法 意匠の保護及び利用を図ることにより意匠創作を奨励し、もって産業の隆進に寄与すること

願書
④ ⑤

- ・ 同日出願は協議 (不成立なら誰を受けられない)
- ・ 無効審判 いつでも誰でもOK

出願 → 方式審査 → 実体審査 → 登録査定 → 設定登録 (1年分付) → 公報発行

登録要件
工業上利用可能 (新規性)
新規性
創作性
先原性

- ・ 部分意匠制度は元となる全体意匠の公報発行前日までに 出願必要
- ・ 秘密意匠制度は 出願時か 設定登録料納付時の「ツークラス」で出願可能 (設定登録が3年)

商標法 商標を保護することにより商標の使用をする者の業務上の信用維持を図り、もって産業隆進に寄与し、あわせて需要者利益を保護すること。

願書
※ ④ ⑤ 任意

- ・ 同日出願は協議 (不成立ならクジひき)
- ・ 商標を使用する人が登録受けることができる。 (作った人ではない)

商標機能
出所表示 品質保証
宣伝広告

出願 → 方式審査 → 実体審査 → 登録査定 → 設定登録 (5年 or 10年分) → 公報発行

(即出願公開)

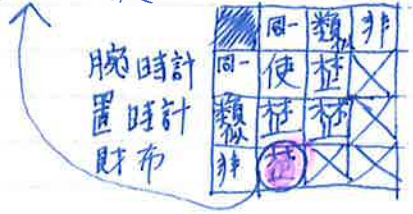
登録要件
自他商品役務識別力
※ 新規性不要
※ 創作性硬

- ・ 出願日から1年6ヶ月で拒絶理由発見されなければ登録される (もちろん早くする場合もある)
- ・ 無効審判 いつでも利害関係人のみOK
- ・ 異議申立て 2ヶ月以内 誰でもOK

- ・ 不使用取消審判 日本国内で3年間使用していない商標は いつでも誰でも登録取消OK
- ・ 不正使用取消審判 他人の商標と似てる商標を故意に登録、使用して、結果混同を生じさせた場合 誰でも不正使用事実がなくなった日から5年まで登録取消OK
- ・ 商標権の移転では通常実施権も登録必要
- ・ 過設登録 多いので以下の登録商標は無効となる
 - ① 普通名前を普通に表示 ※ たたし、不正競争目的で使用したたら商標権侵害訴えられる
 - ② JISやISOで定めた形状
- ・ 先使権 認められるには 周知性必要。先使用権認められても、商標権者が混同を防ぐ為の正当に表示を付せられる可能性あり

商標法の続き

- 防護標章登録制度 商標が著名になつたり非類似の商品役務にも禁止権
生まれる



- 団体商標登録制度 法人しか登録できない
- 地域団体商標登録制度 ... 地名入りは本来著名でなければ登録できなかったが
周知性があるが登録できるようになった
ただし、法人全般ではなく、事業協同組合・商工会・NPO
のみOK。

産業財産権の権利侵害への対抗手段

- ・ 意匠と商標は類似まで侵害とみなす
- ・ 特許権侵害は不法行為に基く損害賠償請求だが、特別に過失推定規定あり 著作にはない
※ 実用新案, 秘密意匠にはない。
- ・ もし他者が警告を受けた時は、まず ① 先使用権の主張検討, ② 特許庁判定求める等

著作権法 日本人の為の日本国内で発行された著作物を守る法。文化発展が目的。

「思想感情を創作的に表現したものであり文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するもの」
無方式主義 転載に登録不要 (うたなどにおいて商用・通常の区別なし)

職務著作は 使用者のもの (著作権法上の法人とは法人格がない団体も含まれる)
(会名)

存続期間 共同は最後に死んだ人の死後50年
団体は公表後50年

先使用権はない, 模倣か盗作でなければ後につくりか先につくりか各々に著作権は発生

著作権侵害に過失推定はないが、損害額推定はある。

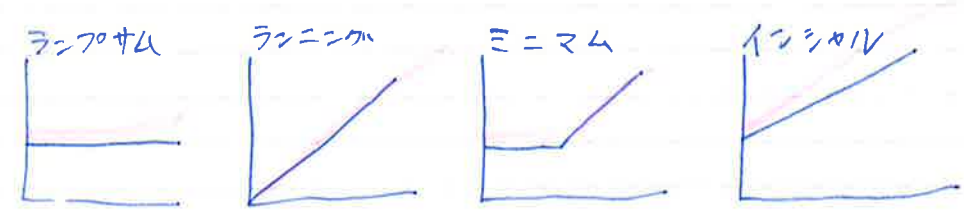


不正競争防止法

- ・周知表示混同惹起行為 → 周知される商品表示と同一類似の商品表示も使用して (非表示は含まれない) 混同させる、またはその恐れがある行為。
- ・著名表示冒用行為 → 著名で同一類似の商品表示を使用すること (混同しなくても) フリーライド・ホリズ・ジョン・ダイリズ・ジョンのじれかつでもあてはまればOK。
- ・商品形態模倣行為 (デッドコピー) → 模倣した商品を譲渡する行為、日本販売から (善意・悪意にかかわらず) 3年は守ってあげるけど、3年経っても周知されなければ、商標でも登録してね。
- ・営業秘密 → 秘密管理性 (誰か見ても秘密にしたいんなら、とわかった工夫) 有用性 (公序良俗違反以外を保護したい) 非公知性 (公知情報でも組み合わせ等手間かかるならOK)
- ・営業秘密侵害して生産させた物品の譲渡などは損害賠償対象だが、
重過失 (めっちゃちのう、かり) でなければ対象外
- ・ドメイン保護は周知や著名必要ない。

不正競争防止法の侵害は過失推定規定ないが、損害賠償額の推定規定はある

- ・半導体の回路配置利用権 10年
- ・種苗法の育成権 25年



国際条約と国内法抵触したら 国際条約優先。

- ・パリ条約 1883 産業財産権全般 (内国民制度・優先権・相互独立)
- ・ベルヌ条約 1886 著作権の保護
- ・特許協力条約 (PCT) 1970 同一発明考案の複数国出願の労力軽減
- ・マドリド協定議定書 1989 商標、国際登録日から指定国全部保護OK
- ・TRIPS協定 1994 知財の貿易に関する
- ・ハーグ条約 2003 意匠権、国際事務局への1つの出願で指定国全部保護OK
↳ ジネーブ条約・ロカル協定
- ・特許法条約 (PLT) とシカゴ条約 2016 日本は発行。国際出願手続の統一 (商標)

独占禁止法

損害賠償責任は無過失責任 (うっかりでは済まされん)

不当な取引制限
(糖)なカルテル
(カルテル)

不公正な取引方法 (産業財産には適用されん)

セ-711-バーは 20%以下ならどんな場合も適用

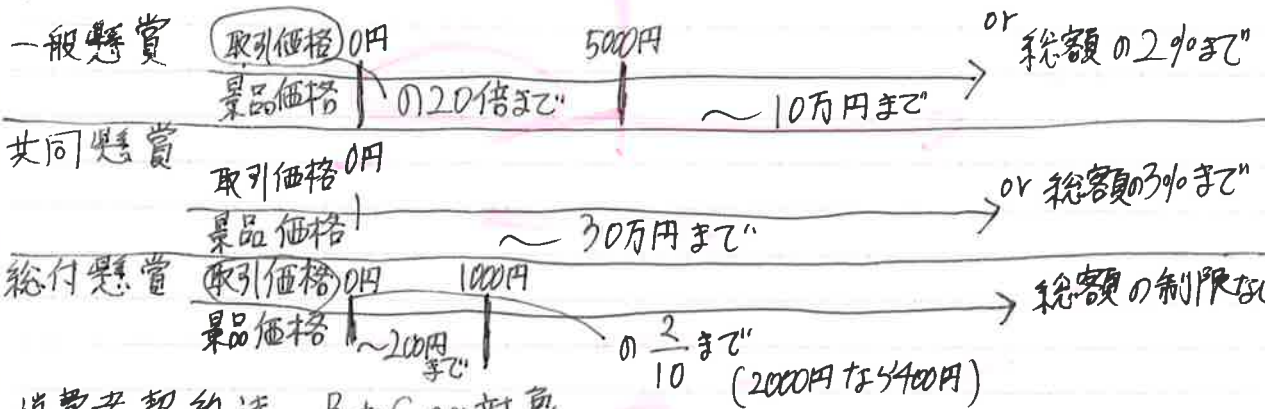
PL法 製造・加工物が対象

無過失責任 (これまたうっかりでは済まされん)

→ 拡大被害がなければ製造物責任は発生しない

↳ 知ったときから3年

景品表示法



消費者契約法 B to Cのみ対象

- ・消費者が誤認, 困惑した契約を1年以内なら取消すことが可能.
- ・クーリングオフは8日以内ならOK (マルチ連鎖販売は20日以内)

国際取引

日本人被告の場合, 日本の裁判所 ※ 準拠法とは別の話, どこで裁判するかという話. 債務履行地 日本の場合

準拠法の決め方 ①当事者協議 ②協議しないうちは最密接関係地 (売買なら売主 不動産なら住居) 仲裁の判断は従う必要有. 調停はどんなことなくて不調になってもOK インターネットとは「標準的国際貿易基準」のこと.

FOB → 本船渡し CIF → 運賃・保険込み ※ CFR → 保険抜き (全部盛り)



ウィーン売買条約は到達主義, たしか大半は任意規定

